

2021年9月1日

お客様各位

(一社)佐賀県労働者福祉協議会
理事長 井手 雅彦
[公印省略]

勤労者旅行会業務終了に伴う「トラベルクーポン（旅行券）」 払戻しのご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、勤労者旅行会は、諸般の事情により2021年8月31日（火）をもちまして旅行業務とトラベルクーポン（旅行券）の取扱いを終了させていただきました。

つきましては、当法人発行で未使用のトラベルクーポン（旅行券）の払戻しをさせていただきます。お手数ではございますが、下記の要領にて払戻しの手続きをさせていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

記

●払戻申出期間：2021年9月1日（水）～2021年12月24日（金）

●払戻申出から払戻しまでの流れ

1. お客様より、電話、ファックス、メールにて払戻申出
2. 旅行会にて受付後、払戻申込書および関係書類を送付
3. お客様より、未使用トラベルクーポン（旅行券）現物と払戻申込書および振込依頼書を旅行会へ返送
(同封の返信用封筒を使用し、最寄りの郵便局で簡易書留の送付手続きをお願いいたします)
4. 旅行会にてトラベルクーポン（旅行券）と払戻申込書および振込依頼書を確認後、お客様の指定口座へ約2ヶ月を目途に振込・払戻予定
(日本国内にある本店、支店に限ります。また、ゆうちょ銀行は除きます)
5. 旅行会より振込・払戻予定日の連絡はいたしませんので、お客様にて口座記帳等でご確認ください

●同封書類

1. トラベルクーポン（旅行券）払戻申込書
2. 振込依頼書（ご依頼日は記入不要です）
3. 返信用封筒（料金受取人払・切手不要）

お問い合わせ・返送先
(一社)佐賀県労働者福祉協議会
勤労者旅行会
〒840-0804 佐賀市神野東4丁目7番3号
電 話：0952-32-1243
ファックス：0952-32-1224
担当：松岡・小川